

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

保育所等の公定価格については、今回の地域手当の改定に合わせた見直しは実施されず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくこととされた。その一方で、児童入所施設措置費、保護施設事務費等については、多くの対象施設で人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況にもかかわらず、事前に地方自治体との調整が何ら行われることなく、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直すこととされた。この見直しによって引下げとなった地方自治体においては、対象施設の人材確保にさらなる大きな支障が生じるおそれがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、保育士、児童入所施設職員、介護従事者、障害福祉サービス従事者等の福祉人材の年間給与額は、全職種平均と比較して低い状況にあり、このような背景から、対象施設関係者をはじめ、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。

よって、政府においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 令和7年4月からの地域区分の変更により児童入所施設措置費、保護施設事務費等が引き下げられた地方自治体に対して、見直し前の水準となるよう必要な財政措置を講じること。
- 2 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
厚生労働大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 袴塚孝雄

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する 意見書

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及している。特に固定価格買取制度（FIT）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきた。

しかしながら、制度開始から13年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎え、大量のリユース・リサイクル・廃棄の問題が顕在化しつつある。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の実現は急務である。

再生可能エネルギーの利用促進と循環型社会の形成に向けた取組は、持続可能な地域づくりの両輪であり、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠である。

よって、政府においては、太陽光発電設備の廃棄及びリサイクルに関する制度整備や支援を強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制の構築のため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

1 太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進

廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収・再利用するため、国として研究開発支援及びリサイクル施設の整備促進を図ること。

2 太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化

廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適正な処理ルート確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。

3 地方自治体への支援拡充

地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援・技術的助言など、国による包括的な支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

内閣総理大臣
経済産業大臣 宛て（各通）
環境大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 袴塚孝雄